⑨・⑩　（略）

⑪　建築基準法施行令第138条第３項第１号に掲げる工作物のうち、建築基準法別表第２(ぬ)項第３号（(13の２)）の用途に供する工作物については、原動機の出力の合計を６欄の「へ」に記入してください。

⑫・⑬　（略）

⑭　建築基準法第88条第２項において準用する同法第86条の７第１項（同法第48条第１項から第13項まで及び同法第51条に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合においては、工事の完了後においても引き続き同法第３条第２項（同法第86条の９第１項において準用する場合を含む。）の適用を受けない規定並びに当該規定に適合しないこととなつた時期及び理由を11欄又は別紙に記載して添えてください。

⑮・⑯　（略）

第四十三号様式（第十条の四関係）（Ａ４）

（注意）

１～３　（略）

４．第三面関係

①～④　（略）

⑤　５欄の「イ」は、建築基準法第48条第１項から第13項までの規定による許可を申請する場合において、最上階から順に記入し、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。

⑥～⑧　（略）

第四十四号様式（第十条の四関係）（Ａ４）

（第二面）

【１．地名地番】～【10．敷地面積】　（略）
【11．建築面積】　（略） 【イ．建築面積】　（略） 【ロ．建蔽率】
【12．延べ面積】～【15．備考】　（略）

第四十七号様式（第十条の四関係）（Ａ４）

（注意）

１・２　（略）

３．第二面関係

①～⑤　（略）

⑨・⑩　（略）

⑪　建築基準法施行令第138条第３項第１号に掲げる工作物のうち、建築基準法別表第２(り)項第３号（(13の２)）の用途に供する工作物については、原動機の出力の合計を６欄の「へ」に記入してください。

⑫・⑬　（略）

⑭　建築基準法第88条第２項において準用する同法第86条の７第１項（同法第48条第１項から第12項まで及び同法第51条に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合においては、工事の完了後においても引き続き同法第３条第２項（同法第86条の９第１項において準用する場合を含む。）の適用を受けない規定並びに当該規定に適合しないこととなつた時期及び理由を11欄又は別紙に記載して添えてください。

⑮・⑯　（略）

第四十三号様式（第十条の四関係）（Ａ４）

（注意）

１～３　（略）

４．第三面関係

①～④　（略）

⑤　５欄の「イ」は、建築基準法第48条第１項から第12項までの規定による許可を申請する場合において、最上階から順に記入し、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。

⑥～⑧　（略）

第四十四号様式（第十条の四関係）（Ａ４）

（第二面）

【１．地名地番】～【10．敷地面積】　（略）
【11．建築面積】　（略） 【イ．建築面積】　（略） 【ロ．建ぺい率】
【12．延べ面積】～【15．備考】　（略）

第四十七号様式（第十条の四関係）（Ａ４）

（注意）

１・２　（略）

３．第二面関係

①～⑤　（略）